

西九州大学・西九州大学短期大学部と一般社団法人嬉野温泉観光協会との
包括連携協力に関する協定書

西九州大学・西九州大学短期大学部及び一般社団法人嬉野温泉観光協会（以下「両者」という。）は次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者の相互の包括的な連携協力のもと、観光客誘致と多様な人材の集積と交流を促進することで、地域における知的基盤の強化や地域ブランドの向上による経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）観光資源等の地域情報の活用による多様な人材の集積や交流、活用に関すること
- （2）地域の活性化への貢献に関すること
- （3）インターンシップその他人材育成に関すること
- （4）その他両者が協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条各号に掲げる事項の具体的内容については、両者間で協議するものとし、定期的に協議の場を持って推進するものとする。

（秘密等の保持）

第4条 両者は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間を1年間とする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、両者から書面による申し出がないときは、更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保管するものとする。

令和6年9月13日

西九州大学
西九州大学短期大学部
学長

一般社団法人嬉野温泉観光協会
代表理事

(署名) 福元裕二

(署名) 山口剛